

## 宇都宮市国民保護協議会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、宇都宮市国民保護協議会条例（平成17年宇都宮市条例第69号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、宇都宮市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長の代理）

第2条 条例第3条の規定による会長の職務を代理する委員は、助役の職にある委員とする。

（異動の報告）

第3条 委員に異動があったときは、その後任者は、直ちに、その役職名、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

（協議会の会議の招集）

第4条 協議会の会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

（欠席又は遅参の届出）

第5条 委員は、事故のため協議会の会議に出席できないとき、又は遅参しようとするときは、開会時刻前に、会長にその旨を届出なければならない。

（専門委員の出席）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に専門委員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（協議会の会議の公開）

第7条 協議会の会議は、公開とする。ただし、必要があるときは、会長が協議会に諮って、公開しないことができる。

（部会）

第8条 条例第5条に規定する部会の名称、部会で調査及び審議する事項については、会長が協議会の会議に諮って定める。

- 2 部会の会議は、部会長が会長の承認を得て招集する。
- 3 部会長は、部会の会議の議長となる。
- 4 部会の会議は、当該部会に属する委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 5 部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会の会議の議長の決するところによる。
- 6 部会長は、調査及び審議のため必要があるときは、会長の承認を得て、当該部会に属しない委員及び専門委員の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 部会長は、部会において調査及び審議する事項について、調査及び審議が終了した場合には、その結果を、速やかに会長に報告しなければならない。

(会議録)

第9条 協議会の会議及び部会の会議の状況は、その概要を記録しなければならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。